小作争議調査表

No. 12

（月報番號分二三号）

（昭和八年四月分）

項目	内容
場所	小倉市中原字中井
関係人員	地主 筑紫番彦 外十五名 小作人 矢ヶ部松太郎 外十名
地主関係団体	ナシ
原因	小作人は昭和七年の旱害に[illegible]として小作料八割減額を要求し交渉し居りたる處地主方土地返還要求せるに因る。
要求事項	小作料八割減額要求
発生	昭和八年三月二十三日
終熄	昭和〃年四月十三日
関係地種類面積	田 五町三反歩
小作人関係団体	全農福佐聯合会 中原支部
経過	中井区長は地主、小作人代表の参集を求め調停に努力せる結果互譲の上仮協定をなし三月二十六日正式に小倉裁判所に調停を申請す。四月十三日、判事、調停委員立会の下に調停委員会開催仮協定事項に基き調停に努めたる結果下記條件にて解決。
結果	一、地主は小作人に対し従前通り小作せしむる事 一、地主は昭和七年度の小作料を五割減額し残り五割は昭和八年八月末迄に二割、九年八月末迄に二割、仝十年八月末迄に一割と分納すること 一、昭和八年度以降は毎年一月二十五日迄に其の指定の場所にて支拂ふべし 其他五項

財團法人協調會福岡出張所

備考